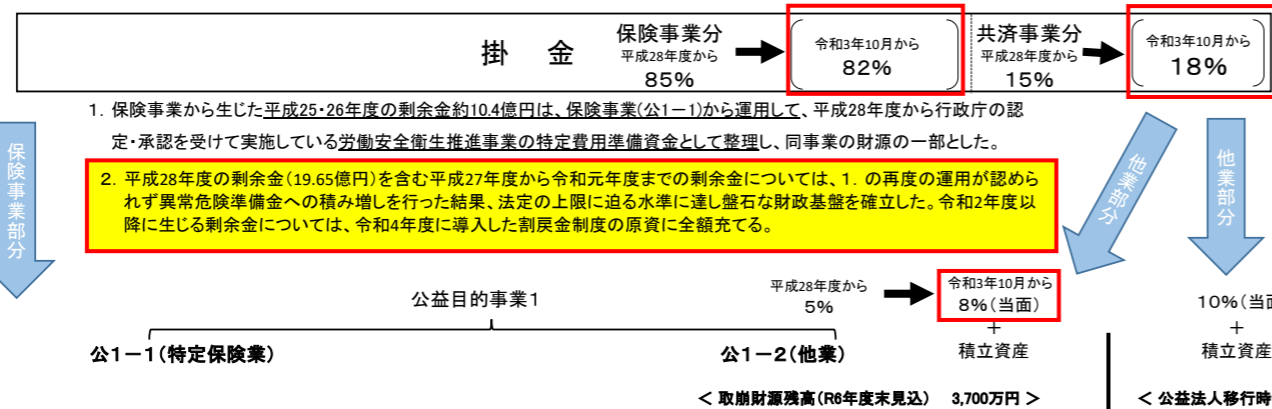


# 共済団事業の全体像



## 1. 保険事業

(1)事務委託費として協会に支払う手数料 (令和7年度予算 3億3,550万円)

(イ)取扱手数料は、保険料の8%(掛金の6.56%)を支払う。  
(ロ)更新手数料は、1件3,000円を支払う。

(参考) 契約更新率

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
95.5%	96.2%	96.5%	96.2%	96.4%	96.8%	96.8%	97.0%	97.3%	96.9%	96.9%	96.7%

(2)平成27年度に2割拡大された無事故割引率をベースに、令和3年10月1日から下表の通り無事故割引率の改定を行った。ただし、一律改定ではなく、更新時以前1年間に保険金の支払いがなく完成工事高区分が上昇しない場合は、現行通りとする5年間の経過措置を講じている。同時に1,000万円～4,000万円の保険金区分に5,000万円を新設した。

(旧表)		(新表)	
完成工事高区分	ランク3	完成工事高区分	ランク3
100 億円 以上	72 %	500 億円 以上	70 %
50 億円 以上 100 億円 未満	60 %	250 億円 以上 500 億円 未満	68 %
10 億円 以上 50 億円 未満	48 %	100 億円 以上 250 億円 未満	66 %
5 億円 以上 10 億円 未満	36 %	80 億円 以上 100 億円 未満	58 %
2 億円 以上 5 億円 未満	24 %	65 億円 以上 80 億円 未満	56 %
2 億円 未満	12 %	50 億円 以上 65 億円 未満	54 %
		35 億円 以上 50 億円 未満	46 %
		20 億円 以上 35 億円 未満	44 %
		10 億円 以上 20 億円 未満	42 %
		5 億円 以上 10 億円 未満	34 %
		2 億円 以上 5 億円 未満	22 %
		2 億円 未満	12 %

(3)令和4年度から契約者割戻金制度を導入したことにより、令和2年度以降に生じた剰余金は、直近年度の3年平均とした金額を割戻し、掛金の負担を軽減する。(第3回の支払: R7年9月末)

(4)平成27年度に開始した「建設共済保険制度の広報活動事業」については、令和元年度から上限額を1割削減し、1協会270万円として実施する。ただし、広報活動の重点地域に位置付けて、北海道、兵庫、福岡の3協会は当面 320万円、首都圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)と愛知、大阪の6協会は当面 450万円、重点地区の栃木、新潟、石川、広島は当面 300万円を上限額とする。また、(一社)全国建設業協会は当面 600万円を上限とする。なお、各都道府県建設業協会の令和4年12月末日の加入数(完工契約)を基準として、10%増毎に25万円増額し、100万円を上限として、翌年の広報活動費に上積みする。

(注1)平成27年12月末日の加入数を基準とする上積み額は、平成30年度まで5%増毎に50万円増額し、200万円を上限としていた。  
(注2)平成29年度から、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を表彰する。  
(注3)令和7年度から、「担い手確保・育成情報発信活動」を行う場合の支援枠を20万円に拡充する改定を行った。

## 2. 労働安全衛生推進事業

(1)安全用品等の頒布(令和7年度予算 2億3,800万円)

【掛金ランク別の頒布額表】

年間掛金	一契約者当たりの頒布額
1 5万円未満	1,500円
2 5万円以上10万円未満	4,500円
3 10万円以上20万円未満	9,000円
4 20万円以上35万円未満	15,000円
5 35万円以上50万円未満	25,000円
6 50万円以上100万円未満	45,000円
7 100万円以上250万円未満	90,000円
8 250万円以上500万円未満	150,000円
9 500万円以上	200,000円

(注)平成29年度に掛金50万円以上の契約者に対して安全用品等のカタログからの選択制を導入したが、平成30年度から掛金20万円以上に範囲を拡大するとともに、掛金5万円未満と一部細分化した年間掛金の区分の頒布額の充実を図った。また、令和2年度から掛金20万円以上の契約者に対して、カタログから安全衛生用品を選択できる仕組みに改めた。

さらに、財源の一部としてきた剰余金の活用が見込めなくなったため、令和3年7月から年間掛金の契約年数の区分をなくして頒布額を見直す改定を行った。

(2)女性の就労環境向上のための助成(令和7年度予算 300万円)

契約者に対して、建設工事現場における女性専用トイレと専用更衣室の導入費用をそれぞれ10万円を上限として助成する。

(3)現場の安全衛生水準の向上に寄与した者への表彰(令和7年度予算 640万円)

労働安全衛生水準の向上に積極的に取り組むなど、無事故現場の安全指導及び模範と認められる方を契約者の申請に基づき契約者と連名で表彰(副賞1万円相当を商品カタログから選択し、「安全の守り手」としてホームページに氏名を掲載する。

(4)現場の安全衛生水準を向上させるための教育訓練施設等の新設、改修に対する助成(令和7年度予算 6,200万円)

建設関係団体が所有する地域に開かれた教育訓練施設を新設又は改修する場合のほか、廃校を教育訓練施設として改修又は整備する場合に助成する。令和4年度から特別助成と同様に要件を改めた。その後、令和7年度から特別助成と同様に特別要件を廃止とする改定を行った。

(5)労働安全衛生に関する講習会の開催(令和7年度予算 300万円)

契約者に雇用される労働者等を対象に労働安全衛生に関する講習会を建設業関係団体(全建)と共催し、労災事故防止と職場環境の改善の意識を高める。

## 1. 育英奨学事業(令和7年度予算 4,500万円)

建設共済保険により保険金が支払われた死亡、障害及び傷病1～3級に該当する被災者の子弟が対象。(要保育児 月額12,000円～大学生 月額39,000円、返済不要)  
※令和6年4月より、小学生、中学生、高校生の奨学金の増額改定を行う。

## 2. 一般助成事業(令和7年度予算 4億1,200万円) (協会等)

(1)都道府県単位で掛金収納額もしくは、会員加入率のいずれか有利な区分により、上限額を決定し協会に交付する。(30万円～1,500万円の19ランク)

(注1)令和元年度から、掛金収納額区分に2区分(3,500万円以上、4,000万円以上)、会員加入率区分に5%刻みで区分(30%以上、35%以上、45%以上、55%以上、95%以上)を追加し、全19ランクとする。  
(注2)令和8年6月支払分より、以下の改定を行った。

- ①会員加入率85%以上の3ランクの一般助成金額を他のランクと同様に100万円刻みに改めた(同加入率85%以上1,000万円、同90%以上1,100万円、同95%以上1,200万円)。
- ②毎年1月～12月の掛金収納額(内訳はおおよそ会員2:1会員外)の会員の占める割合が、当年の全国平均を下回る協会において、一般助成金額と標準額(※1)との合計の1/2を調整一般助成金(※2)とし、一般助成金額を超えない範囲で支払う改定を行った。  
※1 標準額は「会員の掛金収納額×10%×1.5倍」により算出し1万円以下は切り上げる  
※2 調整一般助成金は令和7年度から令和9年度までの当分の間10万円以下は切り上げる

(2)さらに、一般助成金の(1)の上限額に追加の上限枠を設定

(イ)都道府県単位で会員加入率80%以上の協会に250万円  
ただし、新たに加算を受ける協会は、令和元年12月末の会員加入者数を上回る場合に限る。なお、上記加算を受ける協会で、令和元年12月末の会員加入者数及び会員掛金収納額を基準として、共に10%下回る毎に50万円を減額する。

[対象協会:3協会 → 5(H28年度) → 6(H29年度) → 6(H30年度) → 6(R元年度) → 7(R2年度) → 7(R3年度) → 7(R4年度) → 8(R5年度)]

(ロ)都道府県単位で会員加入率が10%プラスとなる毎、協会に300万円(令和4年度から、平成26年12月末日以降各年とも会員加入率30%を下回る協会のみを対象)  
※平成26年12月末日を基準とする。ただし、(ロ)の加算までの間に(ハ)の加算がある時は、当該金額を控除する。なお、令和6年4月から150万円とする改定を行った。

[対象協会:1協会(R元年度) → 3(R2年度) → 1(R3年度)]

(ハ)平成26年12月末日を基準として、各年とも会員加入率を30%下回る協会の会員加入率が5%以上プラスとなる毎(ロ)の加算がある場合は(ロ)の加算を実施した上で更に5%の増加がある場合、協会に100万円  
※令和6年4月から50万円とする改定を行った。

[対象協会:1協会(R元年度) → 3(R2年度) → 1(R3年度)]

(ニ)令和4年10月に全面改定した加入促進戦略に呼応して、令和5年度から令和8年度までの当分の間、当年の12月末日現在の当該協会の会員加入数が令和4年12月末日現在の会員加入数を上回り、かつ、当該協会の会員の新規契約数(R4.10.1以降の当該協会の会員の新規数)に当該協会の会員の保険金区分の増加実増数(R4.10.1以降の当該協会の会員の保険金区分増減件数から同減額件数を差し引いた数)を加えた数を令和4年12月末日現在の当該協会の会員数で除して得た当年12月末日の数値(A)が10%に達した場合に50万円、さらに10%達する毎に50万円を一時的に支払う。

[上記算式] (令和4年10月1日以降)  

$$\frac{(\text{新規契約数(会員)} + \text{保険金区分増減件数(会員)} - \text{保険金区分減額件数(会員)})}{12月末日の会数} \times 100 = A$$

[対象協会:7協会(R7年度)]

## 他1(他業)

＜特定資産残高(R6年度末見込) 163億9,900万円＞

## 特別助成事業(令和7年度予算 1億800万円) (協会)

(1)令和4年度から要件を見直し、会員加入率75%、65%、50%以上の協会の建設会館等の新設(2/3助成、最大5,000万円、4,500万円、4,000万円)、改修(1/2助成、最大3,000万円、2,700万円、2,400万円)の助成を行う。ただし、会員加入率が50%以上かつ会長、副会長、支部長会社100%で、協会全役員会社80%以上である場合は75%以上と同等とみなす。  
※上記ただし書きの特例については、所期の役割を果たしたため特例要件を令和7年度から廃止し、計画中の事業は経過措置で救済する改定を行った。

(2)会員加入率90%～80%以上の支部の建設会館等の新設(2/3助成、最大2,000万円～1,600万円)、改修(1/2助成、最大1,200万円～1,000万円)の助成を行う。

(3)以上に加え、前回申請からの経過年数を5年から8年に改めた。

## 法人(管理会計)(令和7年度予算 8,390万円) (協会等)

(1)都道府県建設業協会に支払う賛助会費が実質80～120万円の3区分だったのを改め、平成30年度から最高額(120万円)に一律合わせた。また、全建には2,000万円、建産連には500万円の賛助会費を支払う。

(2)共済事業(労働安全衛生推進事業、育英奨学事業、一般助成事業)の安定した事業運営を可能とするための備えとして、共済事業運営積立金引当資産9.2億円を平成27年度に計上している。

(3)「建設業担い手確保・育成コンソーシアム」による富士教育訓練センターの改修事業の趣旨に賛同し、「担い手育成基金整備基金」に対して2億円拠出することとし、平成27年度から平成30年度の4年間で当初計画通り2億円の拠出を行った。

(ホ)協会傘下の支部単位で会員加入率90%以上の支部に対する助成基準を次のとおり会員数に応じた額とした。

- (1)会員数30以上の場合50万円、会員数30未満の場合40万円
- (2)会員数10以上30未満の支部で会員加入率が100%の場合は10万円加算

(注1)令和8年6月支払分より、当該支部の手数料対象額(当年1月～12月までの掛金収納額の10%)が当該支部の一般助成金(40～50万円)を下回る支部については、一般助成金を5万円削減して支払うとする改定を行った。  
(注2)特別助成を受ける支部が新たに一般助成を受ける場合は、特別助成を受けた年度の翌年度から要件を満たしている場合に一般助成金を支払うとする改定を行った。

[対象支部:44支部 → 62(H28年度) → 83(H29年度) → 93(H30年度) → 98(R元年度) → 104(R2年度) → 111(R3年度) → 115(R4年度) → 114(R5年度) → 116(R6年度) → 123(R7年度)]

(ハ)令和4年12月末日を基準として、協会の会員加入率が40%に満たない協会傘下の支部を対象に当年12月末日現在の当該支部の会員加入率が30%以上増加し、かつ、当該支部の会員加入率が50%以上となった場合には、1支部につき30万円  
令和8年6月支払分より、実質的に支部のない協会(愛知、広島)にあっては政令指定都市に所在する会員の総数を一支部の会員数とみなして上記の対象に加えるとともに、支部の会員加入率が40%未満で会員数が概ね50社以上の支部についても上記の基準を満たす場合には1支部につき30万円